|  |
| --- |
| 横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会（第１回）　会議録 |
| 日　　時 | 令和元年12月３日（火）午後１時30分～２時40分 |
| 開催場所 | 泉区役所１階　１Ａ会議室 |
| 出 席 者 | １　選定委員石井委員、泉委員、伊東委員、浦委員、大貫委員、角野委員、近藤委員、馬場委員、村井委員、山田委員２　事務局　　松浦福祉保健センター長、斎藤福祉保健課長、塗師高齢・障害支援課長、鈴事業企画担当係長、事業企画担当職員２名 |
| 欠 席 者 | なし |
| 開催形態 | 一部非公開（傍聴者なし） |
| 議　　題 | １　委員長及び職務代理者の選出について２　会議の公開・非公開の決定について３　公募要項の審議・決定について４　選定方法について1. 評価基準項目
2. 財務状況に係る評価方法
3. 選定基準の設定等

５　選定までのスケジュールについて |
| 決定事項 | １　委員長に村井委員を選出、職務代理者に大貫委員を指名２　議題３から５について非公開、また、第２回選定委員会についても非公開と決定３　公募要項及び応募関係書類について、事務局案を一部修正して承認・決定４　選定方法（評価基準項目・財務状況に係る評価方法・選定基準の設定等）について、事務局案を一部修正して決定５　選定までのスケジュールについて、事務局案どおり決定 |
| 議　　事 | １　委員長及び職務代理者の選出について　　事務局から、横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱（資料１－１）に基づき、委員長の選出及び職務代理者の指名について説明した。<決定事項>村井委員が委員長として選出され、職務代理者に大貫委員が指名された。２　会議の公開・非公開の決定について　　事務局から横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第９条（会議の公開）等について確認した上で、公平かつ円滑な議事運営が阻害されることなどの理由から、議題２「公募要項の審議・決定」以降の議事と第２回選定委員会（プレゼンテーション及び審査）について非公開とする提案をした。<決定事項>案のとおり決定された。３　公募要項の審議・決定について　　事務局から、公募要項等の改正内容（資料2-1）、公募要項案（資料2-2）、応募関係書類案（資料2-3）、各地域ケアプラザの主な相違点（資料2-4）について説明した。　　　　　委員：事業計画書については、表や写真、図等を使用してもよいこと、各項目の枠の大きさは適宜変更してもよいことを明記した方がよい。　　　事務局：応募関係書類の中で明記します。　 <決定事項>　　応募関係書類について、一部修正を行うこととした。４　選定方法について1. 評価基準項目

事務局から、指定管理者選定時における評価基準項目の見直し事項（資料3-1）、評価基準項目案（資料3-2）について説明した。　　　　委員：２(1)団体の理念・基本方針・事業実績等の項目の中の、地域における公益的な取組については、公益的取組であれば何でもよいということではない。ヒアリングや統計情報、経験などから、地域ニーズを分析した上で、地域が必要としている公益的な取組を本来業務にプラスして行うことが必要である。　　　事務局：２(1)団体の理念・基本方針・事業実績等の審査の視点の文言の修正を行います。　　　　委員：５(4)イ地域包括支援センター事業の認知症支援事業の項目については、認知症初期支援チームとの連携が重要であるが、その点は審査の視点に盛り込まれているか。　　　事務局：審査の視点の「認知症の早期発見・対応、切れ目のない支援体制の構築」という部分がそれに当たります。<決定事項>評価基準項目の「２(1)団体の理念・基本方針・事業実績等」の審査の視点の文言について、一部修正を行うこととした。(2) 財務状況に係る評価方法　事務局から、（資料４）により、財務状況に係る評価方法について、委員会として次の２つのうちいずれかを選択する必要がある旨説明した。（選定方法）健康福祉局による外部評価の結果を参考として、ア　財務に関する有識者による評価を選定委員会としての評価とする。イ　財務に関する有識者が評価し、その評価結果及びその評価をつけた理由を委員会で共有する。他の選定委員はその評価結果及び評価理由を参考として、各自評価を実施する。<決定事項>選定委員会として、上記イを選択することとした。(3) 選定基準の設定等事務局から、選定基準の設定等について（資料５）により説明、提案した。* 選定にあたっては、各評点の合計点により評価することとし、最低制限基準は評価基準項目１～６までの配点の６０％とする。

また、２法人以上から応募があった場合は、評価基準項目７を含めた合計点が最も高い法人を指定管理者の候補者とする。　　・候補者が１法人の場合でも、最低制限基準に満たない場合は、再公募とする。　　・同点時の採決方法については、委員長を除いた出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定することとする。　　・応募がなかった場合については、横浜市泉区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱第２条第２項に基づき、再公募する。<決定事項>案のとおり決定された。５　選定までのスケジュールについて　　事務局から、選定までのスケジュール案（資料６）について説明した。<決定事項>案のとおり決定された。なお、第２回選定委員会は、令和２年４月８日（水）及び10日（金）に開催することとなった。　　 |
| 特記事項 | ・指定管理者公募要項及び応募関係書類は泉区のＨＰに掲載する。・委員会の議事録は議事の要旨を泉区のＨＰに掲載する。 |
| 資　　料 | 資料1-1　 横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱資料1-2　 横浜市泉区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱資料2-1 　第４期地域ケアプラザ公募要項等の改正内容について資料2-2　 横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者公募要項（案）資料2-3 横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類（案）資料2-4　 各地域ケアプラザの主な相違点資料3-1　 第４期地域ケアプラザ指定管理者選定時における評価基準項目の見直しについて（案）資料3-2　 地域ケアプラザ指定管理者選定評価基準項目（案）資料3-3　 地域ケアプラザ指定管理者選定評価基準項目（記入例あり）資料４　　 財務状況に係る評価方法について資料５　　 選定基準の設定等について（案）資料６　　 泉区地域ケアプラザ指定管理者選定までのスケジュール（案） |